

請求人 (略) 様

神奈川県監査委員 大 竹 准 一
同 吉 川 知恵子
同 中 家 華 江
同 柳 下 剛
同 斉 藤 たかみ

神奈川県職員措置請求について (通知)

令和8年2月10日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求 (以下「本件措置請求」という。) は、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある (当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。) と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実 (以下「怠る事実」という。) があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該普通地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的となされるものである。

そして、住民監査請求においては、普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときはこれをすることができないとされており、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過して住民監査請求を行う場合には、正当な理由を示すことが必要であるとされている。

2 本件措置請求の審査

請求人は、本件措置請求において、都市再開発事業補助金の補助事業者である大和駅東側第4地区市街地再開発組合の代表清算人が、大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業の「余剰金ないし残余財産から支出」した印刷代等の経費は、「本来、本件建物の維持管理を目的として設立されたYAMATO文化森管理組合が負担すべき経費」であり、「県に納付されるべき金員」であることから、違法又は不当な支出に当たると主張している。

そして、「齋藤貫（略）は、県土整備局都市部都市整備課の課長として、本件決算報書の承認権限を有するところ、その記載内容を精査することなく、これを承認し、以って、本来、県に返戻されるべき残余財産を減額させたことにより、県に損害を与えた」、「蒲生文衛（略）は、本件再開発組合の代表清算人として、本来、YAMATO文化森管理組合が負担すべき本件建物の管理運営に関するパンフレットの作成費用を、本件再開発事業における余剰金ないし残余財産から支出したことにより、県に損害を与えた」と主張しており、「神奈川県知事は、県が、齋藤貫、蒲生文衛に対して有する損害賠償等の請求権を行使して、県の被った損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っている」とする、怠る事実を請求の対象としている。

怠る事実については、原則として法第242条第2項の請求期間の適用はないとされるが、最高裁判所第二小法廷昭和62年2月20日判決において、怠る事実を監査対象とした請求であっても、特定の財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実については、当該行為のあった日又は終わった日を基準として、同項を適用すべきであるとされている。

本件措置請求において、請求権の発生原因は補助金の支出であり、当該支出のあった日を基準とすべきであるといえるところ、いずれの支出も決算報告の承認日である令和4年3月31日以前であり、請求日である令和8年2月10日から一年以上前になされたものであると解されることから、請求期間を徒過している。

請求人は、この点について、大和駅東側第4地区市街地再開発組合が「支出した印刷代の対象物を明記する各請求書（略）及び納品書（略）の存在を確認したのは、令和7年12月2日である」ことから、「最高裁判所昭和63年4月22日判決（略）の射程を参考とし」、同項ただし書にいう「『正当な理由』を援用するものである」と主張している。

しかし、同項ただし書にいう正当な理由の有無については、最高裁判所第二小法廷昭和63年4月22日判決において、当該行為が秘密裡にされた場合、「特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか」によって判断すべきものとされている。本件措置請求についてみると、当該行為が秘密裡に行われたなどの主張はなく、また、情報公開制度の利用によって当該行為を知ることができたものであるといえる。

そのため、請求人は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過する日までの間に本件請求をすることができなかつた正当な理由を摘示していない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第2項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。